

六十一年のロマン

石田幹夫

1

昭和26年10月22日設

立総会の開催

昭和26年10月22日、いまはなき名古屋市中区西川端町の中日会館において、当時の名古屋北労働基準監督署の管轄区域(名古屋市中・東・北・中村・千種・西の各区、春日井市・守山町・小牧町を含む東春日井郡及び西春日井郡・愛知郡の一部)の関係各社の代表者又は担当者約200名が集まって設立総会が開かれた。設立総会では定款、事業計画、予算など原案どおり満場一致で承認され、初代会長には佐伯卯四郎氏(日本陶器(株)社長)が選出され、ここに名北労働基準協会の第一歩がスタートした。

協会設立を急がせた労働基準法の施行

昭和20年8月15日正午、天皇陛下がラジオで終戦の詔勅を宣布され、ここに第2次世界大戦が終結した。それから2年にも満たない昭和22年4月に労働基準法が制定され、同年9月に、はやくも施行の運びとなった。これは戦前の工場法の制定から施行までとは比較にならない速さであった。しかも労働基準法は工業的・非工業的企業を問わず、さらに他人を一人

でも使用しているすべての事業場に適用するとう、当時の企業関係者にとって、いわば「衝撃的な法律」とも映った。ここで労働基準法を振り返ってみる。

「職業安定法」などは、同じ時期に制定・施行となった「労働組合法」



「中川西」場区な
会中し
会市存
総屋現
立古は
設名物
協建の
基(当
準(今
北(こ
名日
会館、
端町、

い。(以下略)」
と、第1条において労働使間における適正な労働条件の確保に「ぎりぎり」込んでいる。
労働基準法が施行となつた昭和22年9月はまさに「封建と近代」の混在の時代で、労働基準法第5条では「強制労働の禁止」第6条「中間搾取の排除」
第16条「賠償予定の禁止」
第17条「前借金相殺の禁止」
第18条「強制貯金」など封建的な労働慣行の排除を規定している。
同時に労働基準法は「労働時間」「休憩」「休日」「年次有給休暇」「割増賃金」などの順守を求めており、一つの法律のなかで、封建的な遺制の排除と近代的な労働条件の確保を同時に規定している。

いづれも第1条に「法律の目的」を掲げているのに対し、労働基準法は第1条にいきなり「労働条件の原則」掲げ

「労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければなら

この思いが、当時の名古屋北労働基準監督署管内の中心企業の方々を動かして、協会設立の基盤づくりが進められ、名北労働基準協会設立総会開催の運びに至った。
設立総会が行われた昭和26年は、対日講和条約が48カ国との間で調印され、占領下6年を経て独立国の政治にもどつた年である。またこの年には全編カラー映画の第1号「カルメン故郷に帰る」が制作上映された年でもあった。
(名北労働基準協会副会長)

タイトル・浅井健史